

平成24年2月

選挙運動についてのご注意

選挙管理会

今回行われる選挙を公明・適正に行うため、選挙運動について次のとおりとしましたので、会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- (1) 選挙規程第17条の条文中「連盟の組織名若しくは役職名を使用して特定の候補者のための選挙運動をしてはならない。」とある「組織名」と「役職名」の範囲は次のとおりです。

組織名：社員総会、理事会、地方本部、支部、委員会

役職名：役員（理事、監事、会長、副会長、専務理事）、社員、顧問、
参与、委員長、地方本部長、会計監査、支部長、監査長、
会計幹事、地方本部で定めた幹事、支部で定めた監査指導委員
員長および運営委員

ただし、立候補者が自分に関係のある組織名若しくは役職名をもって自分の選挙運動に使うことは差しつかえありません。

- (2) 選挙運動の期間は、立候補届出の日から投票締切りの日までとします。
- (3) 選挙運動については、選挙規程第17条の規定のほか、社会通念上、インターネット等の利用を含めた「選挙の公正を妨げる行為」特に他人の名誉き損、虚偽の事実の公表などで公正な選挙を妨げた場合は、処分の対象になることもありますのでご注意ください。